

総務厚生常任委員長報告

審査日	令和5年12月11日～13日
出席委員	金子 恵 堤 理志 藤田 明美 岡田 義晴 八木 亮三 西田 健 西岡 克之
説明員	関係所管管理職並びに職員 堤理志紹介議員 河野龍二参考人

議案第63号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

議案第63号から議案第65号については、関連するので一括で議案の説明を受けた。町議会議員および三役の期末手当の支給割合について、特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じて改正を行うもの。条例第1条は、期末手当の支給割合を0.1月分引上げ、総支給割合を3.4月分とするもの。第2条は、6月および12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の170に改めるものである。なお、附則として、第1条は公布の日から施行。令和5年12月1日から適用するものとし、第2条は令和6年4月1日から施行する。また、期末手当の内払についても定めた。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：附則で条例第1条の規定は、令和5年12月1日から適用するとしているが、どのような手立てがされるのか。

答弁：現行の条例に基づき、12月期の期末手当をいったん支給する。改正条例の制定後に12月1日に遡り、再度計算し差額を支給することになる。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第66号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

人事院勧告の内容に準じて、町職員の期末手当および勤勉手当における支給割合、ならびに給料月額の改定を行うもの。令和5年8月、民間給与との格差を埋めるため、初任給を始め、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされている。長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、これらの勧告に準じ、条例改正を行うものである。第1条は、職員の期末手当および勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を4.5月分としている。なお、再任用職員については、それぞれ0.025月分引き上げ、総支給割合を2.35月分としている。また、これらに加え、給料月額を改定するもの。第2条は、期末手当および勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および12月期の配分をそれぞれ改めるもの。なお、附則第1条は公布の日から施行、令和5年4月1日から適用するものとし、第2条は令和6年4月1日から施行する。併せて給与の内払についても定めている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：障がい者の法定雇用率が、今年度から3%になっているが本町は達成しているのか。

答弁：令和5年6月1日現在で、法定雇用率2.6%に対し、実雇用率が3.02%である。

質疑：現在の役職者の男女差についてはどう考えているか。

答弁：人事評価などを基にした能力によるものが大事だと思っている。その上で男女共同参画の中でも管理職登用の女性比率の割合を目標設定としていることから、それを達成するため女性の任用も考えている。令和5年4月現在、女性管理職の割合は27.78%で、数年前よりも劇的に改善はしているものと考えている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第67号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

人事院勧告の内容に準じて、会計年度任用職員の給与等の改定を行うもの。また、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するものである。支給対象は、任期の定めが継続して6月以上の者。支給割合は職員に準ずることとしている。附則として、勤勉手当に係る規定の施行期日を令和6年4月1日とし、報酬基準月額については令和5年4月1日から適用、併せて給与の内払について定めている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：会計年度任用職員は再度の任用がなされるが、任用に上限があるのか。

答弁：1年が上限となっている。ただし、再任用することは妨げないため、継続して任用される人もいる。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第68号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うもの。改正の主な内容は、同基準の第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定について、読替え内容を一部見直すことに係る改正を行うもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：追加された一文の有無でどのような違いがあるのか。

答弁：本町の条例にこの一文を加えたことで、直接影響はない。国が読替規定を変更しており、それに準拠し文言を修正した。

慎重に審査した結果、可決すべきものと決した。

議案第69号 令和5年度長与町一般会計補正予算（第5号）

【提案理由・主な内容】

総務部総務課では、町長選挙に合わせて町議会議員再選挙が執行されることから、同時選挙費として新たな科目において計上するために、既定の長与町長選挙費を減額。また、長与町長及び町議会議員同時選挙費として、来年4月の町長選挙と町議会議員再選挙の準備に係る経費を合わせて計上。契約管財課では、役場空調、トイレ、電気関係などの修繕が当初想定より多く発生し、年間の実績見込額が増加するため、修繕料を増額計上。秘書広報課では、県の防災システムと町のホームページが連携しているが、県側のシステムの改修があり、それに対応するための改修費を計上。

企画財政部政策企画課では、令和4年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一部を令和5年度に繰り越していたが、繰越事業の完了日の見通しが立ったため、概算額で受領していた国庫補助金を実績額に応じて精算し返還。財政課では、財源調整として、繰越金9,010万8千円を計上。税務課では、シュレッダーを購入するための費用を計上。収納推進課では、会計年度任用職員の報酬等の増額改定案に準じ、収納推進専門員1名分の人件費を増額計上。

住民福祉部高田保育所では、園庭のフェンスにつる性の植物を絡めるため、植栽業務委託料8万5千円を計上。こども政策課では、レンタル事業の拡大のため、ベビーベッド、チャイルドシート、ベビーカーなどを購入。住民環境課では、各自治会への資源分別収集助成金を安定的に支給ができるように、助成金の算定方法ならびに配分方法について要綱改正を行い、併せて予算についても増額計上した。福祉課では、国の障害者福祉サービス等報酬改定によりシステムの改修が必要となったため、障害者福祉システム改修業務委託料を計上。

健康保険部健康保険課では、産前産後期間の保険税減額措置に係る国、県の負担金と町の負担金の計7万9千円を計上。介護保険課では、介護報酬改定等に伴うシステム改修、介護給付費等の増額に伴う町負担分を増額計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

総務部

（総務課）

質疑：町長選挙費を減額し、町長及び町議会議員同時選挙費として上げ直さないといけないのか。

答弁：共通の経費がある。例えば人件費、啓発に係る経費、消耗品費、印刷費

など整理をし、効率的な執行を行うためである。

（契約管財課）

質疑：庁舎の修繕費は毎年かかっているのか。

答弁：35年経ち、経年劣化も激しくなっている。そのため、都度、長寿命化を目指しながら修繕をしているような状況である。

（秘書広報課）

質疑：ホームページ改修業務はどのくらいの日数がかかるのか。

答弁：余裕を持って2カ月程度を要する。

質疑：その間、不具合は生じないのか。

答弁：万が一、災害が発生する状況になった場合は、手動で入力できるので不具合はない。

企画財政部

特記すべき質疑はなかった。

住民福祉部

（高田保育所）

質疑：フェンスにつる性の植物を這わせ、見えないようにするとのことだが、何か理由があるのか。

答弁：フェンスが健康センター駐車場に面し、ここは多くの利用者がいる。不審なことがあったわけではないが、全て見えるよりは見えない方がいいと判断した。

（こども政策課）

質疑：ベビー用品レンタルの需要はどのような状況なのか。

答弁：現在、返却待ちはないが、通常3～4人が返却待ちの状況である。ホームページを見て借りることができないと諦めている人も一定数いることから、そのような人をなくすためにも充足をしていきたいと思っている。

（住民環境課）

質疑：資源分別収集助成金は、固定部分と人口分で調整をするが自治会ごとに変動はないのか。

答弁：毎年変動があるため比較する年で変わるが、単純に令和4年度と比較した場合、どの自治会についても下がることとなる。

福祉課では、特記すべき質疑はなかった。

健康保険部

（健康保険課）

質疑：町への寄付金で何を購入するのか。

答弁：体組成計を購入したい。

質疑：その寄付金は年度内に使ってしまうといけないのか。

答弁：繰り越すと、一般会計の繰越金に入り、充当という形で見えてこない。
地元を応援したいという応援寄附金としていただいた。健康づくりにと
いう意向もあり、精度の高い体組成計の購入を考えている。
介護保険課では特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第70号 令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10万3千円を追加し、補正後の総額を42億3,341万円とするもの。歳入では、一般被保険者国民健康保険税は、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税、減額措置によるもの。一般会計繰入金のうち事務費等繰入金は、会計年度任用職員人勧増額分。産前産後保険税繰入金は産前産後保険税減額措置分の一般会計からの繰入れ。出産育児一時金臨時補助金は、令和5年度の出産育児一時金の50万円引上げに伴う1件当たり5千円の補助で5年度限りのもの。歳出は、人事院勧告に基づく人件費の増額分が主なものである。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第71号 令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,618万4千円を追加し、補正後の総額を31億3,616万5千円とするもの。保険事業勘定の歳入は、介護報酬改定等に伴う基幹システムおよび介護認定支援システムの改修に対する国庫補助として介護保険事業費補助金170万円。低所得者保険料軽減繰入金は、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の確定により、117万2千円を減額するもの。歳出は、令和6年度からの介護報酬改定等制度改正に伴う基幹システムお

よび介護認定支援システムの改修業務委託料を増額。また、介護サービス費等諸費については、要介護認定者が利用した介護サービス費の増加により、給付費や給付に伴う審査支払手数料を増額するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：介護サービス等諸費の負担金、補助及び交付金1億8,100万円は金額的に大きい補正する理由は何か。

答弁：令和5年3月末と令和5年9月末を比較し、認定者が54人増えている。利用者数も増加していることから給付費の増加を見込んでいる。

質疑：今年度、特に目立って急激に増えたのか。理由は何か。

答弁：今までコロナの影響もあり、利用控えがあったと推測される。令和5年度はコロナが5類に移行したことにより、利用者が増加しているのではないかと推測している。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第72号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方税法、地方税法施行令および地方税法施行規則の一部が改正された。内容は、出産する予定の被保険者または出産した被保険者の国民健康保険税の所得割額および均等割額を出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間を免除し、税額を減額する。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間を免除するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：マイナンバーカードを取得していない人や通知カードの紛失等で自分の番号が分からない人もいる。それにより、減免が受けられないという不利益はないのか。

答弁：持たないことで軽減されないということはない。

質疑：制度があることを知らない人も、今後も出てくると思う。出生届が出た

ときに、該当する人が届出をしていない場合、確認して教えるなどの対応ができるのではないか。

答弁：申請が遅れている人、申請していない人について把握し、個別に連絡しなくてはいけないと考えている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第73号 令和5年度長与町一般会計補正予算（第6号）

【提案理由・主な内容】

企画財政部政策企画課では、経営悪化、運転手などの人材不足に苦しむ中、引き続き地域に不可欠な移動手段を確保するため、利用者の利便性向上につながるDX事業を実施する地域公共交通事業者に対する支援を行うため、長与町地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金821万3千円を計上。財政課では、財源調整として繰越金5,306万2千円を計上。

住民福祉部こども政策課では、エネルギー価格高騰に伴う電気料の補助を長与町内の私立認可保育所10カ所、私立幼稚園1カ所、認可外保育施設2カ所へ行う経費を計上。住民環境課では、省エネ家電購入事業補助金の第2弾として600万円を計上。福祉課では、12月1日時点で長与町に住民票を有する低所得者世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給するための予算を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

（政策企画課）

質疑：バスロケーションシステムが実施される予定があるのか。

答弁：システム導入は今年度内に準備を進め、来年度以降、早い時期に各社のホームページを改修して、スマートフォン、インターネット上で見ることができるようになるかと聞いている。

財政課では、特記すべき質疑はなかった。

住民福祉部

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、可決すべきものと決した。

請願2号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願

【請願趣旨】

本年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の一部が改正され、来年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することとなった。しかし、使用をめぐっては、医療、金融機関などで誤登録などのトラブルが続出し、高齢者など社会的弱者にとって保険証廃止は命に関わる事態を引き起こすことが明らかである。「資格確認証」の発行案を出しているが、それであれば現行の保険証を残すべきである。以上を踏まえ、現行の健康保険証の存続を求める意見書の国への提出を求める。

【主な質疑】

質疑：請願書の中に、憲法13条の「全て国民は個人として尊重される」に基づけば憲法違反と書かれてあるが、事実はどうか。

答弁：私たちの思いを載せた文章である。憲法に基づく解釈というのはそれぞれだが、これまでさまざまな判例に挙げられてきた中の自己決定権の部分について、憲法違反だという解釈をしている。

質疑：保険証の使い回し、外国人による不正利用で行政コストがかかっていると聞くが、どう受け止めるか。

答弁：モラルの問題だと考える。マイナンバーカードも偽造されていると聞く。今後もさまざまなことが考えられるが、マイナ保険証になっても被害が広がる恐れがあるのではないかと懸念する

質疑：請願は、採択に当たり実現の可能性があるかが重要になる。既に6月に、マイナンバー法が改正され廃止は法律上決定している。当然、法律は改正できるが、健康保険証の存続の実現と可能性をどう考えるか。

答弁：今回は物事を実現してほしいということを求めているのではなく、元からあるものが変わろうとしているときに、さまざまな矛盾がある中で変えるのは無理があるのではないかということが請願の趣旨事項である。実現性という点では捉えなくても良いと考える。

質疑：このカードは一般的にはその識別情報を一元化する意味合いがあると思っているが、この趣旨の中に国民の情報管理をする狙いがあるとされている。どのような思いがあるのか。

答弁：マイナンバーカードが導入されようとした時、情報管理に対しての懸念性が言われていた。文書上は、マイナンバーカードの部分を表現せざるを得なかったところもあったが、請願趣旨としては保険証の存続を求める意見書の提出であることを理解してほしい。

以上のような質疑が行われ、採決の結果、請願2号は可否同数で委員長裁決により不採択すべきものと決した。